

特別史跡新居関跡整備委員会・建築専門部会の傍聴について

特別史跡新居関跡整備委員会・建築専門部会の傍聴方法及び注意していただきたい点は、次のとおりです。

◎ 傍聴の手続き等

- 1 会議を傍聴しようとする方は、受付において先着順に住所及び氏名を記載し、係員の指示に従って所定の場所に着席してください。
- 2 傍聴席が満席になったときは、傍聴者の入場を止め、会議室前にそのことを表示します。

◎ 傍聴のできない方

- 1 凶器その他危険なものを持っている方
- 2 酒気を帯びている方
- 3 その他会長が職務執行上支障があると認めた方

◎ 傍聴中の注意事項

次の事項を守らない場合や係員の指示に従わないときは、会長は退場させることがあります。

- 1 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 3 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 4 飲食をしないこと。
- 5 そのほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

◎ 非公開について

傍聴人は、審議会あるいは委員会が非公開の議決をしたときは、傍聴することができませんので退場していただくこととなります。

◎ その他

会議を傍聴される方は、日程等を変更する場合がありますので、事前に電話にて確認をお願いします。